

公益財団法人豊橋市スポーツ協会 全国大会等出場者激励金支給要綱

平成 9年3月31日決裁
改正 平成20年3月31日決裁
改正 平成24年3月16日決裁
改正 平成24年4月 1日決裁
改正 令和 4年3月31日決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、全国大会等に出場する選手及びチームを激励するために、本協会の全国大会出場者激励金（以下、「激励金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

- (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会
- (2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会
- (3) JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が選手を派遣する世界選手権大会
- (4) ユニバーシアード世界大会
- (5) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
- (6) 全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制を含む）
- (7) 全国中学校体育大会
- (8) JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が主催する全国大会
- (9) 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大会
- (10) 公益財団法人豊橋市スポーツ協会加盟団体競技の全国組織が主催する全国大会
- (11) 全国青年体育大会
- (12) その他、理事長が特に必要と認める全国大会以上の規模の大会

(激励金の支給)

第3条 理事長は、次に掲げる全国大会等に出場する選手又はチームで全国大会等に出場する者に対して、激励金を支給する。

- (1) 市内在住の選手
- (2) 公益財団法人豊橋市スポーツ協会加盟団体に所属する選手又はチーム
- (3) 市内の事業所及び学校等から出場する選手又はチーム

(4) 本市出身者及びゆかりの者で特に理事長が認める者

(適用の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、激励金を支給しない。

- (1) 予選又は選考会を経ずに出場する者
- (2) 愛知県を代表して出場しない者

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 個人 | 2,000円以内 |
| (2) 10人以上のチーム | 20,000円以内 |
| (3) その他(世界大会等)個人 | 10,000円以内 |

(支給の申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者は、大会の開催される日の7日前までに全国大会等出場者激励金支給申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 理事長は、前条の申請があった時は、速やかにその内容を審査し、この要綱に適合すると認めた時は、激励金を支給するものとする。

(結果の報告)

第8条 激励金の支給を受けた者は、大会終了後7日以内に全国大会等出場結果報告書(様式第2号)により理事長あてに報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。